

令和元年 7 月

幼児教育・保育の無償化について（お知らせ）

いなべ市 保育課

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などにより、令和元年 10 月から、通所施設や年齢等の条件を満たしたお子様の利用料が無償化となります。（ただし、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担になります。）

1. 対象者・利用料

満 3 歳～5 歳児のお子さまについて利用料が無償化（月額 25,700 円まで）となります。

無償化には改めて手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、預かり保育について無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定 2 号）が必要となりますので、別紙の申請要領をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

2. 主な注意点

○通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまで通り保護者の負担となります。

○3 歳未満児の保育サービス（プレ保育）は無償化の対象となりません。

○預かり保育について無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定 2 号）が必要となります。（※上限月額 11,300 円まで）。

※認定を受けられるのは、就労等で「保育の必要性」が認められる場合です。認定要件・提出書類・提出先について詳しくは別紙の利用案内をご確認ください。

※利用料は、一旦保護者様にて園へお支払いいただきます。園が発行する領収書を添えて、市へ請求いただいた後、市から保護者様へお支払いします（償還払い）。お支払いは、年 4 回（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月分）を予定しています。

○年収 360 万円未満相当世帯のお子さまと、第 3 子以降のお子さまについては、年齢等に関わらず副食費が免除となります（※主食代はかかります）。

その他ご不明なこと等がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

いなべ市役所 保育課

電話：0594-86-7823